

## 第2回 全国高等学校書道パフォーマンスグランプリ 競技規定

### (1) 演技準備について

(一) 揮毫用紙は主催者側が加工、準備した概ね縦 4m×横 6m の白色の書道パフォーマンス専用用紙(紙厚 180g/㎡)を使用する。揮毫面は“ザラ面”とする。なお、裏面は主催者が白色ガムテープで用紙のつなぎ合わせ、補強をしている。

※ただし、一部会場では会場の大きさの関係から、使用する用紙の大きさを概ね縦 3.5m×横 5.25mとする場合がある。使用する用紙は他会場と同じものを使用する。サイズが変わる会場への出場校には、その旨を事前に通知する。

(二) 演技開始以前に揮毫面への細工・色付け・折り目などの加工等は認めない。また、**別用紙の貼付けも認めない**(※落款印を除く)。貼り付けを行わない型紙などは使用することができるが、揮毫用紙上への配置は演技開始以前には認めない。ただし、作品掲示用の用紙裏面への加工(裏面にポールを差し込む袋の貼付けなど)は可とする。

(三) 作品披露に使用する、用紙に取り付ける長さ約 4.5m(一部会場では約 3.8m)のポール 2 本(掲出用の紐付き。紐不要の場合は事前に申し出)、上記揮毫用紙とポールを取り付ける白色ガムテープは主催者側にて準備するので、用紙、ポール、ポールを用紙に取り付けるガムテープは、事務局が準備したものを使用すること。その他道具等を使用する場合は、各チームにて準備するとともに、必ず使用道具申請書に記載する。

(四) 楽器等又は電気を使って音や光を出すなどの機材を持ち込み、大きな音を出す、または強い光を発することで会場に影響が考えられる場合、また金粉・紙ふぶきなど会場の清掃等でその後の学校の演技開始に支障をきたす恐れのあるものを使用する場合、事前に事務局に相談の上使用の可否の判断を求めること。その他事務局の判断で、危険、迷惑になると判断された場合、持込道具などを制限することがある。

(五) 使用申請のあった楽曲であっても著作権上使用できない楽曲などがある場合は、使用楽曲の変更を求める場合がある。また使用楽曲は著作権法遵守などの観点から、YouTube などの動画サイトなどからでなく、CD等から入手すること。詳しくは「(5) 使用楽曲について」で定める。

(六) 衣装は高校生らしい公序良俗に反しないものを着用すること。

(七) 演技開始の前に用紙のポールへの取り付けを事前に行うが、これを 5 分程度で完了させること。また、演技直前の道具の持ち込み、配置などの準備を 3 分程度で終了させること。

### (2) 演技について

(一) 1チームの編成は、同一校で 15 名程度までとするが、競技エリア内でパフォーマンスを実施するのに差し支えない範囲であれば、15 名以上でも可とする。

(二) 演技は最初の「お願いします」の発声の言い終わりで開始し、審査員への作品を審査員へ向けて垂直に立てた後、最後の「ありがとうございました」の発声の言い終わりで終了する。

(三) 演技時間は、7 分以内に完了させること。7 分を超過した場合、減点の対象となる。

(四) 演技・揮毫は、各会場で定められた揮毫エリア内で行うこと。揮毫エリア外での行為は、審査の対象とならない。

(五) 作品掲示の際、補助材(事務局にて用意したポール 2 本)以外の使用も可とする。ただし、会場の制約

で使用できないものもあるので、応募申込書にその旨を記入すること。事務局により、持込を断る場合もある。

(六)演技にあたって、缶スプレーの使用及び別用紙の貼り付けは禁止する。これらの行為が行われた場合は、失格となる。ただし、落款印に限っては事前に用意したものを演技中の作品へ貼付けることを可とする。

(七)演技開始以前に、揮毫用紙上に物品を配置してはならない。貼り付けを行わない型紙などは使用できるが、同様に演技開始以前に揮毫用紙上に配置してはならない。また、演技開始以前に、揮毫面に細工・色付け・折り目などの加工を行ってもいけない。また、ポールを用紙に取り付ける際、ガムテープが表面に見える貼り方をしたら失格となる。この際の表面とは、用紙にポールを取り付けた状態で床面に置き、ポール端面を真上から見た時ガムテープが見える状態のことを言う。

(八)演技の流れは 会場へ入場→準備完了(合図)→「お願いします」の発声(最初に発声した「お願いします」言い終わりから演技時間スタート)→(CD 演奏開始の合図)・揮毫・パフォーマンス→審査員への掲示(用紙を審査員のほうへ向けて垂直に立てること=審査員脇の判定員の旗が上がり垂直に立った状態が確認されること)→「ありがとうございました」の発声(最後の「ありがとうございました」言い終わりから演技時間終了)→作品PR→審査員講評→写真撮影→片付け

### (3)演技時間の計測などについて

(一)演技時間の計測は最初の「お願いします」の言い終わりから開始となり、最後の「ありがとうございました」の言い終わりから終了する。

(二)演技開始の発声以前に音楽のスタートや、パフォーマンスの動きがある場合は、その時点を計測の基点とする。ただし、この場合は、事前に応募申込書にその旨を記載しておくこと。

(三)掲示時に作品が破損した場合についても、審査員への掲示は行う。

(四)演技終了の発声は作品を垂直に立てた状態で行い、そのままの状態審査員講評を受ける。作品を垂直に立てる前に演技終了の発声を行った場合、減点の対象となる。

(五)作品を垂直に立てるとは、会場に引いてある揮毫エリア最前面から約3m後方に表示してある基準線付近に作品を垂直に立てて審査員へ掲示することで、作品が垂直に立った場合は審査員後方にある判定員が赤色の旗を挙げるので、その判定以降に演技終了の発声を行う事。(西近畿大会の基準線は揮毫エリア最前面から約2m50cm付近に設定)

(六)計測基点外でのパフォーマンス、揮毫は禁止する。

(七)審査員への掲示中での揮毫、パフォーマンスは禁止する。

### (4)減点・審査除外事項

(一)以下の項目に該当した場合減点対象とし、審査後各審査員の点数より一律3点を減点する。

・演技時間が7分を超過した場合。演技時間とは、演技開始時の最初の「お願いします」の言い終わりから演技終了時の最後の「ありがとうございました」の言い終わりまでとする。

・審査員へ作品掲示をせずに終了の発声をした場合。審査員への作品掲示とは、審査員へ作品を垂直に立てた状態のことを言う。

(二)以下の項目に該当した場合、該当した学校は審査の対象とならない

・缶スプレーを使用した場合

・揮毫用紙への別用紙などの貼り付けを行った場合(ただし落款印を除く)

・演技開始以前に、揮毫面に細工・色付け・折り目などの加工、・貼り付けを行わない型紙など物品の配

置等をした場合

#### (5)使用楽曲について

(一)パフォーマンスに使用する楽曲については、著作権法遵守の観点から以下のものとする。

- ・JASRAC・NexTone の著作権管理団体で「演奏」分野の管理を行っている楽曲の CD を購入して使用する、もしくは公式サイト等からダウンロードしたものであること
- ・著作権フリーの楽曲で、CD を購入して使用、もしくは公式サイトからのダウンロードして使用すること
- ・著作権フリーの楽曲使用、その他の楽曲使用の場合を含めて、申請、手続き、確認などが必要な場合は、出場校自身で手続きなどを行う事。

(二)外国曲を使用する場合特に権利関係が複雑なため著作権処理ができず、使用曲変更を求める場合が発生することが考えられるので、外国曲を使用の場合は書類提出日程にかかわらず、使用予定曲を早めに事務局に申請すること。

#### (6)その他

- (一)出場校演技順は、事務局で抽選の上決定する。
- (二)本規則に記載されていない事項は、事務局にて審議の上、決定する。